
平成20年第8回大和町議会定例会会議録

平成20年12月19日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
2番	松 川 利 充 君	12番	上 田 早 夫 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君
10番	浅 野 正 之 君		

欠席議員（1名）

7番	秋 山 富 雄 君
----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	浅野 雅勝君
教 育 長	堀籠 美子君	産業振興課長	遠藤 幸則君
代表監査委員	三浦 春喜君	都市建設課長	高橋 久 君
総 務 まちづくり課長	千坂 正志君	上下水道課長	渋谷 久一君
財 政 課 長	千坂 賢一君	会計管理者兼 会 計 課 長	織田 誠二君
税 務 課 長	佐藤 成信君	教育総務課長	瀬戸 善春君
町 民 課 長	瀬戸 啓一君	生涯学習課長	横田 隆雄君
環境生活課長	高橋 完 君		

事務局出席者

議会事務局長	伊 藤 眞 也	班 長	瀬 戸 正 志
書 記	藤 原 孝 義		

【議事日程第3号】

平成20年12月19日（金）午後1時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 大和町ふるさと寄附条例
- 日程第 3 大和町ふるさと応援基金条例
- 日程第 4 大和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 平成20年度大和町一般会計補正予算
- 日程第 8 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 9 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第 10 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算
- 日程第 11 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第 12 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算
- 日程第 13 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算
- 日程第 14 平成20年度大和町水道事業会計補正予算
- 日程第 15 辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 16 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 17 指定管理者の指定について（大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 18 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 19 指定管理者の指定について（大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）
- 日程第 20 指定管理者の指定について（大和町都市公園条例に基づく施設）
- 日程第 21 教育委員会委員の任命について
- 日程第 22 公共公益施設用地の早期取得に関する請願書
- 日程第 23 所管事務調査の申し出について

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午後 1時00分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、こんにちは。

本会議を再開します。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、産業建設常任委員会から委員会調査報告書が提出されましたので、お手元に配付しております。よろしくお願いいたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、15番中山和広君及び16番桜井辰太郎君を指名します。

日程第2「議案第84号 大和町ふるさと寄附条例」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、議案第84号 大和町ふるさと寄附条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

ふるさと納税制度、20年度から出たやつに基づいてふるさと寄附条例がまたあるわけなんですけど、ふるさと納税そのものはどこの自治体に寄附してもいいというふうなことのようです。各自治体がいろいろな形で取り合

いになるんだろうというふうに思うんですけども、ここで大和町として大和町を売り込むチャンスといたしますか、大和町に縁のある方々はなおさらのことなんですが、そういった方々以外にもどういうふうにかようなPRをしていくのか、その辺についてひとつ伺います。

それから、寄附をする側に立ちますと、所得税の控除とそれから住民税の控除というものがあるように聞きますけれども、そういった寄附金を募る場合の限度といたしますか、寄附金控除は5,000円であるんでしょうけれども、その出せる限度というのか、そういったものは寄附をする方にとってはどういったことになるのか、ご説明いただきたい。

議長 (大須賀 啓君)
財政課長、千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

2点のお尋ねでございました。

1点目は、町にゆかりのある方以外へのPR等ということではございましたけれども、こちらにつきまして説明の際にもダイレクトメール等については差し控えたいということではご説明をさせていただきました。現在の考え方、方法といたしましては広報紙に掲載しますが、それはほとんど町内の方という形になります。あと、町のホームページに掲載をして、だれでもごらんいただけるという形でPRに努めるというふうに考えております。あとそれ以外の方法といたしましては、実際に寄附をしていただいた方とのやり取りの中で、そちらの方からの伝播というような形になるかというふうに考えております。改めてもう少し広い範囲で新たな方法ということについては、今のところ予定はいたしてございません。

それから、寄附された方の控除の限度ということではございますが、今回の対応は税額控除というふうになってございます。まず5,000円は控除の対象になりませんので、5,000円を超えた部分については最高は本人の所得の3割まで控除されるというふうになっております。ただ、住民税と所得税での控除になりますので、住民税につきましては住民税の所得割課税の10%が限度というふうになっておりますので、それを超えた部分は国税の所

得税からの控除というふうになって、最大の上限というか限度はその方の所得の3割というふうの規定されているようでございます。

議長 （大須賀 啓君）
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

1つ目の点なんですけど、一応ゆかりのある方、また大和町を知っていただいている方、非常に今後の大和町を見て、これであれば「もっと伸びてもらいたい」というふうな、そういった思いからこういった寄附が来るんだらうと思いますけれども、いろいろなそういった関連の雑誌とかを見ますと結構広い面に取り込もうとする場合に、やはり大和町はこういうあれだという興味をそそるものでやっているようです。

それで、金額にもよるんでしょうけれども、そういったランクづけで何がしかの地場のものを、見返りというわけではないんですが、寄附ですから。何がしかの大和町をPRする素材として、それを出したりという自治体もあるようですけれども、広範囲には余り考えていないというふうな今のお話でしたんで、とりあえずこれでスタートして。「どこの自治体でもいい」と言っちゃって、やはり最初は課長が言われるように何かの形で大和町に関連があるとか、遠く離れていても思いがあるとか、そういった方々が対象なんだらうと思います。ただ、ネットで流せばやはりいろいろな形で各自治体との競争にもなりますし、そういった中でスタートしてからでもいいと思うんですが、何かやはりそういう、ますます続けてそういった寄附をいただけるような考えといいますか、町としてPRも必要なのかなと思って質問したわけです。

あと、結局寄附金の限度といいますか、そういった自分の身の内に照らしてその範囲で制限があるというようなことですので、それは了解しました。

以上、1点目についてお願いします。

議 長 （大須賀 啓君）
財政課長、千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

先ほどのお答えの中で、町のホームページに掲載をするというふうにお話しをいたしました。当然それはいたしますけれども、宮城県の税務課のホームページにも宮城県内での対象としている市町村名等々は載ってリンクされたり、あるいは大きく言いますと総務省のホームページの方にもふるさと納税の部分があるようでございますので、制度がスタートすればそういったリンクはされる状況になろうかと思えます。そういった部分からも、大和町の部分にアクセスすることは可能かなというふうに思っております。

あと、競争の面での地場産品等々の贈呈ということについてでございますが、全国でいろいろ実施をしているところでは、そういった形を取っておられるところもかなり多い状況でございます。大和町でも、今回についてそちらの部分についていろいろ協議をさせていただきましたが、ご寄附をされるという方については純粋に「大和町を応援しよう」というふうな思いでもってご寄附をいただくのだろうということがありましたので、まずそのお気持ちを大事に受けとめさせていただくと。それで、町から何をお知らせ、何をお伝えするかということについては、いろいろ検討した結果としましては、スタート時点では「大和町はこういった状況で今動いておりますよ」というのを、広報紙を1年間送らせていただくと、その方法を取りたいと。あとは、推移を見定めながら考える部分はあるのかもしれませんが、「何かをお返しするので、それでもって大和町は優位ですよ」というのは、今回の条例制定の趣旨から若干違うのではないかという結論になっておりますので、大和町としてはそのように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかにございませんか。11番鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

次の議案のときに言おうと思ったんですが、これは課長説明の中で「歴年で運用するんだ」ということを説明されたんですが、歴年ということは1月1日から12月31日まで。そうした場合、特に基金管理を含めてこうした理由なり、あと財政管理との整合性の点からなぜそういうふうにしたのか、その点だけ伺っておきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

財政課長、千坂賢一君。

財政課長 (千坂賢一君)

歴年と申し上げましたのは、公表時点では1月1日から12月31日までの分を整理をいたしまして、翌年1月の早い時期に公表させていただこうというふうにご説明させていただきました。その考えにつきましては、税控除という形がとられますので、歴年での所得の申告という形になりますので、それで整理をしてご報告した方がいいだろうと。町の予算は年度単位ですので、年度で示させてはいただきます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第84号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3「議案第85号 大和町ふるさと応援基金条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第85号 大和町ふるさと応援基金条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第85号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4「議案第86号 大和町税条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第86号 大和町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第86号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5「議案第87号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第87号 大和町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第87号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6「議案第88号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議案第88号 大和町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。1番藤巻博史君。

1番（藤巻博史君）

この条例の趣旨ということで、たしか産科医療補償制度ということでございましたと思います。それで、この制度は私の理解の中でも、通常出産

にもかかわらず子どもさんが出産の際に脳性マヒになったケースに限られるというようなこと、これは国の制度だからということでございますが、ということで今さまざまに問題になっておりますね。医療事故だと思われるんですけども、妊婦さんの事故、あるいはまた脳性マヒということじゃない場合というケースもあり得るんだらうと思うんですけども、これについては確認というかですけども、今の中ではこの補償制度の中には入らないんですよ、ということですが。

議 長 （大須賀 啓君）
町民課長、瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）
藤巻議員さんのご質問にお答えします。

この制度につきましては、脳性マヒに限ると限定されておまして、出産医療事故につきましては医療機関そのものの損害賠償で対応するということになっておまして、脳性マヒそのものが医療ミスかいろいろそういう一つの原因の中で出てしまったものかと併用した場合は、両方加味されるというふうに通達が入っておりますので、ご理解お願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
ほかに質疑ありませんか。
「なし」と呼ぶ声あり
ないようですから、これで質疑を終わります。
これより討論に入ります。討論はありますか。

「なし」と呼ぶ声あり
討論なしと認めます。
これから議案第88号を採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕
起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7「議案第89号 平成20年度大和町一般会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第7、議案第89号 平成20年度大和町一般改正補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。8番堀籠日出子さん。

8番 (堀籠日出子君)

それでは、4点について質問を行います。

まず初めに事項別明細書の13ページ、保育所の関連で質問をさせていただきます。これは私何度も質問した経過があるんですけども、保育所の南側に行く渡り廊下なんですけど、そこが前にも渡り廊下に雨水とか雪解け水が入ってきて、なかなか父兄の方々も大変なんで、「何とかしていただきたい」ということを再三お話ししてきました。その中で、まだ改善されていないんです。あそこは上の方が階段になっておりまして、そしてその階段の下に側溝があるんですけども、その側溝に蓋がかかっている状態なんで、また今年も冬雪がたまってくるとその雪解け水が渡り廊下に来る状態なので、ぜひその辺の対応をどう考えているのかお尋ねいたします。

それからまた、保育所の行事の中で入所式や退所式の件なんですけれども、入所式・退所式とかがあっていうと「それに該当するお子さんと保護者だけで来てください」とって、何か保護者の方に言われているらしいんです。そうした場合は、保育所というのは家庭で保育されない子どもたちが保育所に来ているわけなんで、「本人だけ連れてきてくれ」と言われても、下の子どもとかあと学校、ほとんど土曜日ですよ、入所式・退所式は。そうすると、小学校低学年の子どもたちも結構いるわけなんで。言いたいことはわかるんです。狭いし、またそういう小さい子どもさんたちが来ればうるさいというのもわかるんですけども、結局そういう子どもたちをじゃあどこに預けてきて入所式、退所式すればいいのかとなると、これも問題

になると思うんです。だものですから、やはりそういう点もどのように考えているのか。

また、小学校のこの間授業参観があったんですけれども、そのときにも小さいお子さんを抱っこして学校に来た父兄もおりまして、そのお母さんは授業参観を教室に入って見られなくて、廊下で子どもを抱っこして見ているという風景がありましたので、そういうものの対処なんかはどのようにお考えなのかお尋ねいたします。

それから2つ目なんですけど、これはまちづくりの企画課なのか商工観光課なのかちょっとわからないんですけれども、今年も東日本放送で市町村のPRの事業があったわけなんですけれども、その中で大和町が申し込んでいないという話を聞いたんですけれども、それに応募していない理由。去年は何か時間がなくて応募できなかったというんですけれども、今年はどういう理由で、もし応募されていないんだったらどういう理由で応募されていないのかお尋ねします。

それから三つ目は、これは19ページ教育総務課で、これは今回の一般質問で出たことなんですけど、全国学力調査の結果。その中の答弁では、今年当初から公表しない方針なので、「今年公表しません」というお話がされました。じゃあ、これのことについては今年今年でいいんですけれども、来年は公表に向けて検討されるのか何かお尋ねしたいと思います。

いいんですか。何かざわざわされると、言ってだめなことを私聞いているのかなと思っているんですけれども、いいんですか。じゃあ、それ教育総務課に1点。

それから議案書の14ページなんですけど、庁舎建設の工事の債務負担行為の関連でお尋ねしますけれども、これは臨時議会なり特別委員会で庁舎建設に対して入札の執行、それから応札のことでいろいろ議論されてきました。これは確認なんですけれども、前回は入札時期が一番高かったということで10億5,000万円ほどの金額が11億7,000万円というので札が入ったわけなんですけれども、これは今度入札した場合なんですけど、今資材がどんどん下がっている状況の中で、今度入札してその資材の差額が生じた場合、これは多分下がるという社会情勢についても何か下がるんじゃないかという話題が出ているわけなんで、その材料の差額が入札執行の時点なり

入札してから、その差額が出た場合の対応はどのようにされるのかをお尋ねいたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）
保健福祉課長、浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

保育所の関係の2件でございますけれども、まず1件目の保育所の南側の廊下の修繕の関係でございますけれども、これにつきましては消防の件ということで前々知っていたんですけれども、実際確認しましたら建築確認の手続きを経なきゃいけないということになりましたので、ちょっと20年度においては今回見送ったところでございます。

それから、あと入所・退所式での保護者のみの出席ですか、これにつきましてはそういう場所的なものもあると思うんですけれども、なお現場といたしますか保育所と確認の方をしてからしたいと思っております。

議長（大須賀 啓君）
総務まちづくり課長、千坂正志君。

総務まちづくり課長（千坂正志君）

お答えをいたします。

PR大賞の広報でございます。実は、これは広報担当の方で担当してございますが、今回広報に掲載をいたしまして募集いたしました。公募しました。そんな中、応募される団体がなかったということでございました。そしてその後、地域づくりの団体なりそういう部分に声をかけたんですけれども、今回は見送るということでございまして、このPR大賞の部分については今回参加させなかったということでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）
教育長、堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

学力調査のことについてですが、年度初めに仙台市が公表していましたので、校長会、委員会の中で時折「今年はとにかくスタートがそのようだったので、今年はできない」ということで、来年については少しずつ話し合いをしてきているところです。過日、浅野議員さんからもここでお話も伺いました。残るは、やはり保護者の意見を聞きたいということで、総会が4月ですか、来年の4月に各学校総会が行われますので、その席で秋に発表になると思うんです、成績が。今年も9月、10月でしたので。それに備えて、公表について保護者の方はどうお考えかというようなことで、既に役員の方にはお話ししてはいるんですけども、やはり全体に聞きたいという気持ちがありますので、今そのような段階で検討、考えているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり対策官、千葉恵右君。

総務まちづくり対策官 （千葉恵右君）

「契約期間中に価格の変動があって、それが下降した場合の対応は」というようなお尋ねでございます。入札につきましては、その一定の期間の中を想定をいたしまして、応札者が価格を決定をして入れるということになってございます。その中で、長期の中で資材そのものが下がった場合の契約の内容についての取り決めは、約款の中ではうたい込んではいない状態になってございます。逆に、資材高騰になった場合については、単品スライド制度といった制度がございまして、そういった中での対応ということになってございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）

まず、1件目の保育所の件ですけども、やはりこれは西側の階段に雪

が積もったのがどんどんこっちに流れてくるわけなんですよ。あそこ側溝にふたがかかったのが全然機能していないものですから、あの側溝のふたを取ってブリッジにただけで、あそこにどんどん雪解け水とか雨水が流れていきますので、あそこで大分廊下の方に来る水の量が違ってくると思うんで、ぜひその辺建築がどうのこうのじゃなくて、もっと簡単にやれる方法があるものですから、そういうのも検討の中に入れて取り組んでいただきたいと思います。

それから、行事等での子どもの取り扱いなんですけれども、これは大衡ではそういう行事のときには別な部屋を、一つ子どもさんたちを預かる部屋を提供しているんです。そして、その中にボランティアの方というか保育所のOBとかそういう人たちが来てくれて、そして行事が終わるまで子どもたちを面倒見てくれているということをやっていますので、だからぜひそれらのことも含めた中で「連れてこないでください」とか何とかじゃなくて、やはり連れてきてもちゃんと行事がスムーズにこなせるような対策はとっていただきたいと思います。

それからPR大賞、これなんですけれども、大和町に二、三回、東日本放送で「PRに参加しませんか、応募しませんか」と来たらしいです。だけれども、なかなかいい返事がもらえなくて、そして吉岡の商工青年部の方が「じゃあ、機材は貸してください。私たちやりますから」と言ったときに、「いや、町でしないのに何でするんだ」というような言い方をされたということを聞いたんですよ。何か、そうすると若い人たちがせっかくやる気を出しているのに、何か本来なら「じゃあ機材貸すし、私らも時々応援するからやってみてください」という励ましの言葉が出るんならなんですけれども、「何でするんだ」というようなことを言われたというお話を聞きましたので、やはり今一番大和町はPRの大事な時期ですので、もったいないなと思うんです、こういう企画を逃すというのは。去年も出さない、ことしも応募しないというあれですから、ぜひ来年は応募して大和町をめいっぱいPRしていただきたいと思います。

それから、教育総務課の方で学力調査の公表なんですけれども、これも教育懇談会のお話でもお話しさせていただきました。公表することによって学校間の競争、そして学校間の競争イコール教師、先生方のレベルアッ

プ、そしてその先生たちの熱意が今度家庭の学力につながるんじゃないかということもお話しさせていただきましたので、ぜひ来年は公表というか、父兄だって一人一人の結果を公表するわけじゃないんですから、やはり学校独自として県よりどの程度の点数が下がっているのか、どこがどういふふうに下がっているのかというのを比較するのに、やはり点数が一番だと思っんです。文章で「やや下回っている」とか「大いに下回っている」と言われたって、どこでどの点数が「大いに下回っている」のか何か全然見当がつかみせんので、やはり学校独自の競争も含めた中で、これはぜひ教育長のリーダーシップを発揮していただきまして、取り組んでいただきたいと思っんです。

議 長 （大須賀 啓君）
保健福祉課長、浅野雅勝君。

保健福祉課長 （浅野雅勝君）

お答えいたします。

保育所の西側の排水の部分、現場を確認して早急に対応していきたいと思っっております。

また、行事等ですけれども、あの場所がいいのか、それとも別な場所がいいのか、その辺も広い場所も学校等もあるかと思っんですけれども、その辺なお検討していきたいと思っっています。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
総務まちづくり課長、千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

お答えをいたします。

地域づくりのいろいろな団体にお声がけをして、それで今回申し込みなかったという部分までは聞いていますけれども、その商工青年部の部分につきましてはちょっと聞いていなかったのので、確認したいと思っっています。なお、先日島田飴祭りを実施した際にコマーシャル大賞の腕章をつけていろ

いろと撮影していた方もおるんで、来年に備えてそういう方々にも声かけてやっていきたいなと思いますので、ご理解をお願いします。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長、堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）
お答えいたします。
議員のおっしゃる方向で努力をしていきます。

議 長 （大須賀 啓君）
8番堀籠日出子さん。

8 番 （堀籠日出子君）
済みません。余りあったもので、庁舎の方忘れてしまいましたけれども、入札の方、高いのはスライドするけれども低くなった分はスライドしないというお話だったんですけれども、これは町独自の入札執行の中でこういう取り決めがあるんでしょうか。でなくて、入札自体全部でこういうふうになっているというんだったら、これはどうにもできないことかもしれないんですけれども、やはり町独自の入札執行の中でこういう取り決めがあるとしたら、高いときばかり補正で金額上げて、低くなって差額出てもそれは入札の時点での金額と同じだというのは、何かちょっと余り納得いかないうような気もするんですけれども、その点1点お願いいたします。以上です。

あとまちづくり課については、やっぱり町をPRするというのは本当に今の時期大事なことですし、今度商工青年部の人たちは今そうやってまちづくりを一生懸命やろうと思って取り組んでいますので、ぜひ応援してそして町の活性化なり発展につなげていただければと思います。

入札の方だけ、1点お願いします。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり対策官、千葉恵右君。

総務まちづくり対策官 （千葉恵右君）

まず、町独自の契約制度なのかという話しなんですが、契約の約款につきましてはこれは全国共通のものを基本にして使っております。宮城県でも同様のものを定めておりまして、本町でもそれに準じた形で約款を定めております。そういった内容の中から、「上げるときは対応して、下がったときは対応しないのか」というお話なんですが、応札者の考えは基本的にはその工期内全般を判断をいたしまして、その価格で応札をしてくるという判断をしてございます。ですから、応札時点での価格でそのまま通すという考えを受け入れてございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。3番伊藤 勝君。

3 番 （伊藤 勝君）

私からは、5点ほどお聞きいたします。

まず、初めに福祉灯油購入助成事業で、助成1リットル当たり82円を上回る分の助成、11月18日に県生協発表で24日配達分から1リットル80円と値下げしたところから、広報によるお知らせ、保留、町長のあいさつの中でありました。「今後の推移を見たい」ということでね。その中で、現状として景気が悪化して生活不安解消対策として、また国では定額給付金をまだ出していない状況の中で、18リットルの無償提供があってもよいのではないかとということが1点と。

9ページ、2款総務費総務管理費13目諸費13節の55万7,000円、アスベスト調査業務委託ということで、調査をお願いしただけでこの55万7,000円ってかかるものなのかな、この辺をちょっと説明していただきたいなという点1点と。

あと12ページ、3款民生費1項社会福祉費6目18節備品購入費庁用器具費ということでパソコンを購入したということですが、これは1台

为什么呢かね。何台なのか、この辺お聞きしたいと思います。

あとは、4款2項1目廃棄物処理費ということで、13節の一般廃棄物収集運搬業務委託ですか、これが2,000万円ほど減額になっているということで、かなりの金額なのでこの辺の説明もしていただきたいなと思います。

あとは19ページ、9款教育費3項中学校費の3目施設整備費15節の工事請負費210万円ほど中学校修繕工事、これは防水工事の残ということでお聞きしていますけれども、中学校でもっと修繕するようなところがあるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺この中学校の施設整備費に回してもよかったのではないかなと感じるんですけれども、その点をお聞きします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長、浅野雅勝君。

保健福祉課長（浅野雅勝君）

福祉灯油の関係でございますけれども、これにつきましては昨年度緊急福祉灯油助成ということで始まったわけですけれども、これにつきましては助成の歳出につきましては単価差について助成をするということで、昨年度9月の時点では1リットル当たり82円ということで、12月に入りまして103円になったということで、単価差が21円出たということで、その単価差につきまして19年度につきましては助成をしたということでございまして、20年度におきましても助成につきましてはこの単価差分を助成しようということでございました。確かに、11月5日臨時議会の時点では110円ということで出ましたので、その単価差の基本となりますのが19年の9月の時点の82円、この単価差につきまして28円の単価差がありましたので、11月の臨時議会の中では提出させていただきましてはけれども、その後11月3日に入りまして1リットル当たり97円、それからあと11月24日になりまして80円ということで、去年の9月の時点での82円とこの発表されました80円ということでマイナスになったということから、今回見送ってございます。

なお、今現在でも実際販売されている状況を確認しますと60円台というのもございますけれども、ただ今回の福祉灯油の助成につきましては基本的な考え方、助成につきましては単価差ですということでございますので、今のところ去年の9月の時点を下回っておりますので、一応見送っておる状態でございます。以上です。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長、千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

お答えいたします。

アスベストの対策でございます。この対策につきましては、平成17年に厚生労働省から示された3項目の含有物質の調査を、それぞれ吉岡コミセン、体育センター、下町住宅等々について実施をいたしてございます。その際は、含有量についてはなしという結果でございましたが、本年新たにそのほかに3種類の含有分類の部分が調査項目に入ってきたということもございますので、対象建築物の部分につきまして前回の17年度と同様の部分に、おおむね1施設の部分で5万円程度くらい分析料がかかるということもございますので、体育センター、下町住宅の1号・2号棟、それに今回まほろばホールの上屋が該当するという設計の段階でありましたので、これについても調査を実施いたしまして、アスベストの含有分析をしたいというようなことございまして、これに基づいて県、国土交通省の方に結果を提出するという運びになってございます。以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

町民課長、瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

12ページの6目の18節備品購入費でございますけれども、これにつきましては今年の4月から始まりました後期高齢者の保険料、並びに保険証の発行、資格認定書、医療費の積算チェック等、後期高齢者業務に係ります

専用のパソコンでございまして、宮城県の後期高齢者広域連合と専用回線を結び、他の機能、回線からそういうものが進入しないように専用のパソコン1台を購入するものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

環境生活課長、高橋 完君。

環境生活課長 （高橋 完君）

一般廃棄物収集運搬業務 2,000万円ということで、減額補正かなり大きいんじゃないかというお話でございまして。この一般廃棄物収集運搬業務、5カ年の委託ということで平成20年2月25日入札を執行したわけでございます。この入札の結果、請負率が66.54%ということでかなり下回りました。20年度の当初予算起工額で予算を見ておりました関係上、その差額分当初予算では8,505万円で見えておったんですけども、その請け負いの関係でその差額分がかなり大きくなったもので、今回減額補正をお願いするものでございます。

議長 （大須賀 啓君）

教育総務課長、瀬戸善春君。

教育総務課長 （瀬戸善春君）

中学校の施設整備費に関するご質問でありまして、今回210万円ほど減額いたしております。これにつきましては、説明の中でもお話し申し上げましたが、宮床中学校の南校舎の屋根防水工事の執行残というふうなことであります。この執行残の分、ほかの修繕箇所に戻したらというふうなご質問だったと思いますが、いわゆる財源につきましても限られた財源でございまして。私どもの一応考え方といたしましては、修繕箇所を箇所ごとで一箇所一箇所予算措置を行いながら執行していくというふうな考えですので、今回執行残の分を減額したというふうなことでございます。ご理解願います。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。ないですか。4番平渡高志君。

4 番 （平渡高志君）

事項別明細書の4ページに、15款2項の総務費国庫補助金ですね。この中で、今回地域活性化緊急安心実現総合対策交付金をいただくことになった。そのおかげで、18ページにあります消防関係で軽トラックの積載車、消防自動車を購入することになりましたということですが、これは今まで使っていなかった交付金だと思うんですけども、今後今回吉田分団、宮床分団に配属ということですが、これは本当に警邏隊、山林警邏、また防犯パトロール等々、大変機動性が発揮されるんじゃないかと思うんです。それで、こういう基金があるのであれば、来年以降もこういう基金が果していただけるものかどうか、それをお聞きいたします。

あともう1点、債務負担行為で庁舎建設。その関係で、この前庁舎建設特別委員会が開かれた折1,100万円のいろいろな削減案が出たんですけども、その三つのうち駐車場舗装のカラーアスファルト舗装、インターロッキング舗装、透水性平板ブロックなどを取りやめにして、普通の舗装にするというような案で500万円減、まあもろもろあと二つで1,100万円。ただ、2番目、3番目の芝生を後から張りかえるとか周辺をフェンスにするのを取りやめるといったようなものは、これは二つは後からでもこれは予算ができ次第できるんですけども、カラー舗装とかインターロッキングのブロックとか、これを普通舗装にした場合、やはり庁舎の玄関、駐車場等々は顔でありますので、最初からやはりこういうものを私は削れと言っているんじゃないんですよね。やはり、その中で競争性があれば入札執行は安くなるかもしれないし。ただ、こういうのは1回つくったものは、壊して金が余ったからまた別なのにしてしようということとはできないと思うんです。ですから、私は当初の計画どおりこの1番目の舗装関係は、やはりきちっとしたものにしていきたいと思うんですがいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長、千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

地域活性化緊急安心安全実現総合対策交付金についてでございますが、これは現在の金融危機に対しまして政府の第一次の対策として盛り込まれたものでございますので、来年以降の保証は今のところございませんです。

議長 （大須賀 啓君）

まちづくり対策官、千葉恵右君。

総務まちづくり対策官 （千葉恵右君）

1,100万円の削減案について、先日説明をさせていただきました。ご指摘のとおり庁舎の玄関口でございますので、当初の計画どおり施工すべきだというご意見でございますが、まず入札を執行しないとその結果がわからない。削減案を提示いたしましたそのほかの項目については、その結果を見て判断をさせていただきたいというふうに考えております。

議長 （大須賀 啓君）

4番平渡高志君。

4番 （平渡高志君）

来年以降、この補助金の方はどうなるかわからないということではありますが、随時でも要望していくことには変わりはないのでしょうか。私としてみれば、やはりいいものであればそういったものをどしどし使って台数をふやしていただければ、なおいいのかなと思います。

またさっきの庁舎の件ですけれども、やはり百年の計、100年に1回あるかないかのまず庁舎建設だと私は思っております、今の時点で。ですから、やっぱりいいものをつくるような体制でもって行っていきたいと思っておりますので、その点よろしくお願ひしたいと思います。

議長 （大須賀 啓君）

財政課長、千坂賢一君。

財政課長 （千坂賢一君）

制度としてつくられたものであれば、継続するという要望は対象として考えたいと思いますけれども、現在の内容からすると今回限りという形の打ち出し方で制度としてつくられたものではちょっとないので、その辺の推移を見て継続の可能性があるのであれば要望してまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

まちづくり対策官、千葉恵右君。

総務まちづくり対策官 （千葉恵右君）

基本どおりに進めるのが原則かなというふうに考えております。そういった内容で入札の執行状況を見まして、検討してまいりたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかにございませんか。16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

後期高齢者と介護総務費、今回4分の1ほど不足の中で負担をするという説明でありましたが、この介護保険の中に今まで75歳以上の方は資格証明書を発行しない、そういう事業であったんですが、この介護保険制度の中で資格証明書を発行しなきゃならないという、そういうことができるようになったわけで、年取った方々というのは体が悪くて、そして……（「何ページですか」の声あり）後期高齢者、13ページの一番最初。12ページから13ページ、前者が質問したその次の課題ですね。

ですから、その負担することについてはいいんですが、資格証明書を発行しなきゃならない、発行できるようになってきたこの後期高齢者、この事業の中で老人であれば必ずといっていいくらい高齢とともに病院にかかるわけですから、収入もなくて病院にかからなきゃならない、あるいは保険を納められない、そういうふうになってくることが多いんじゃないかというふうに私は懸念するわけでありましたが。広域連合の中で、こういうことをやっぱり廃止、あるいはこういう事実があるということを要望として、私は上げてやるべきじゃないかというふうに、私なりに考えるわけでありませぬけれども。

課長は、その後期高齢者の資格証明書、この発行について法律的に決まっているということであるけれども、やっぱり今の制度ではどうしても後期高齢者が弱くなっていく、病院にかかれないう状況なども出てくる。そういうことを考えると、やっぱりこの制度をもうちょっと改正していくという意見を述べていくべきじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

町民課長、瀬戸啓一君。

町民課長 (瀬戸啓一君)

桜井議員さんのご質問にお答えします。

まず、後期高齢者制度につきましては、今年の4月から始まった制度でございます。その時点で2,800人ほどの皆さん全員に保険証が配布されておまして、今の段階で後期高齢者で資格証明書を発行の方はないというふうに把握しております。ただ今後そのような事態が生ずるかどうかは、来年以降のことでございますけれども、議員ご指摘のとおり要望してまいりたいというふうに考えます。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第89号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第90号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第8、議案第90号 平成20年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第90号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9「議案第91号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第9、議案第91号 平成20年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第91号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10「議案第92号 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第10、議案第92号 平成20年度大和町老人保健特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

質疑ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第92号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第93号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第11、議案第93号 平成20年度大和町下水道事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。11番鶴橋浩之君。

11 番 (鷓橋浩之君)

今回3億4,700万円ですか、地方債の補正。例の補償金の免除の繰上償還の6%以上の金利を今回繰上償還をするというようなことで計上されたわけなんです、これは民間資金の予定というようなことになるんだと思いますけれども、借りかえる場合のいわゆる期間等々はどういうふうに考えるのか。あるいは、今民間資金どの程度で貸し出しをするのかわかりませんが、その利ざやといいますかその辺をどういうふうに考えていらっしゃるのか。それから、全額返還したことによるいわゆる利子の減免額をどのように算定をされているかというようなことが、第1点でございます。

それから、直接今回の補正とは関係ないわけなんです、この間の新聞に例の流域下水道の県が来年度から指定管理者に移行するというようなことで応募を募ったところ、今の管理費より1割くらいだったと思うんですが、記事では全部高い応募額だというようなことで記事に載ったわけなんです。当然そのまま指定管理者制度に契約をされると、その管理費が今までより高くなった分というのはどういうふうに扱われるのか。そのことが、関係流域市町村にまともに流れてきたんではこれは大変なんではないかというようなことで、その辺の対応と。

あわせて、これはもっと前だったんですが、いわゆる流域下水道の建設費にかかわる部分の県の負担を、全部市町村に回すんだというふうな報道もされたところです。これは、建設費のいわゆる交付税の残額、今県が4分の1を負担をしている部分を市町村に回すというようなことだったんですが、これもそうでなくても大変な下水道事業の内容になっているわけなんで、そういうことにされるとこれまた事業が大変になるんじゃないかというような部分もあるんだと思いますけれども、それらのいろいろ説明等々もあって、市町村の事情聴取、いろいろな意見を申し上げる場もあったんだと思いますけれども、どういうふうな状況になっているのか。この際ですから伺っておきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長、渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

お答えいたします。

まず借換債ですけれども、今年度6件の6%以上の借換債の実施でございます。今後の借換債につきましては、財政課とともに民間債ということで、基本的には残分年数ですか、それを基本に進めることとなると思います。今後の条件設定において決定をして、進めてまいりたいと考えております。

それから、利子の減免等につきましては、ちょっときょう手持ちを持っていないんですけれども、前に試算をしてお示ししていた内容で計算されているところでございます。本年度におきましては、以降は6%以下につきましては下水道債関係につきましてはこの償還の対象外になる予定で、本年度で借りかえの方は終了ということになる見込みでございます。水道の方は対象、まだそれ以下でもなりますけれども、そのような状況でございます。

それから、21年度以降の下水道料金等にかかわる広域下水道事業の関係でございますけれども、下水道公社から今度は指定管理者制度ということで、応募によって新たな業務を進められるということで、種々の算定基礎が今のところ出されているものにつきましては、現段階の料金より上回る試算は出されておらない状況でございます。そういうことから、今後その結果内容がどのように料金等に反映されるのかはまだ新たに示されたものはない状況でございますので、今現在までの21年度以降の3年間の試算、その後の後期ということで、現在より6円くらいトン単価で安い53円というような数字で示されている状況でございます。

それから、建設負担金の関係でございますけれども、これにつきましても維持負担金に一本化して、50%を今まで県で負担していた分の建設負担にかかわる分につきまして、「市町村の方に」ということでの提案が一時あったわけでございますけれども、その後の協議によりまして関係市町村、あるいは流域ごとの協議によりまして、現段階では一応今までどおりの50%は県で負担をしていただくというようなことになっております。トン当たり維持負担金として取り込んだ形で料金を納める一本化の案につきましても、仙台市等のいろいろな反対もあったようでございまして、現段階では黒川といたしましては一応今までどおり、建設負担金と維持管理負担金ですか、今までどおりの負担区分で21年度以降も料金と負担金を納付するというような形に、今のところそのような流れに、まだ決定には至っていないんですけれども、そういうような協議を受けているところでございます。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鷓橋浩之君。

11 番 (鷓橋浩之君)

まず、繰上償還の関連なんですけど、そうすると借りかえによって期間の短縮はしないんだと、まずね。それから、言ってみれば償還の減免額については当初のとおりというお話だったんですが、いろいろ県で情勢等々も大きく動いていますから、かなり変動があるんだと思いますね。当然、今民間資金で対応すると大体何%くらいというようなことが出るんだと思います。その辺での一つの利ざやの算定というのとはできていないのではないかと思いますので、改めて伺いをします。

それから流域の関連なんですけど、そうしますといわゆる建設費の方はわかったんですが、指定管理者制度に移行することによって、流域が契約するいわゆる管理料のアップ分というものは、関係市町村にはないということの答弁だったと思うんですが、これはやっぱり管理者制度に移行するということが自体は決まっておるんで、それを今後県がどういうふうに詰めていって、契約額で圧縮するのかわかりませんが、なかなか応札もなかったというような新聞記事だったんで、スタート当初は市町村には迷惑かけませんよというようなことであっても、徐々にいわゆる処理料や負担金というような形で来るのが怖いわけなんですよね。そういうことなんで、やっぱりここはじっくり検討、協議をして、絶対そういうことがないようにということとをぜひ念を押して、将来の経営を圧迫するようなことのないようにひとつお願いをしたいわけなんですけど、その点もう一回お願いしたい。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長、渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

利ざや関係につきましては、最終的な借換債の利子決定において再計算いたしましたので、お示しをすることとさせていただきたいと思っております。

それから、維持管理負担金につきましては、現段階での試算を示していただいている内容で各町村とも考え方で受けておりますので、今後管理の上がった分がどの程度のレベルにあるのか、今までの試算の中で、その辺明確でない面がありますので、具体的に今のところは特に今示されている試算の段階ですね、これに大きな変化を及ぼ

すというような情報はございませんし、現在料金そのものが大変下水道事業も維持管理にも負担がかかってきている状況でございますので、各町村とも厳しい状況にありますので、その辺はいろいろ協議の中で県の方にはお願いするところはお願いするという形にしていきたいと考えております。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第93号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時09分 休 憩

午後2時19分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12「議案第94号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第12、議案第94号 平成20年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第94号を採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13「議案第95号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」

議長（大須賀 啓君）

日程第13、議案第95号 平成20年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算を
議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第95号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14「議案第96号 平成20年度大和町水道事業会計補正予算」

議長 (大須賀 啓君)

日程第14、議案第96号 平成20年度大和町水道事業会計補正予算を議題とします。
本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。
質疑ありませんか。11番鷓橋浩之君。

11番 (鷓橋浩之君)

58ページの浄配水受水費の関係、今回いわゆる広域水道からの留保分の解除に伴う部分で800トンと言いましたね。その分を1,660万2,000円補正計上されたわけなんですけど、これは留保水量の解除というのは毎年解除する水量が決まっているんですか。何年までこれは続いて、それとトン当たりの単価というのはどういう単価で、普通の一般の浄配水費と同じ単価で来るものかどうかと、その辺もあわせてひとつもう少し説明をいただきたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

上下水道課長、渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

お答えいたします。

大崎広域水道からの受水につきましては、基本水量は最終段階で2万3,500トンということで、8,000トンが平成17年度まで留保されておったわけですが、18年度から一応県の方とのいろいろないきさつの中で10年間で8,000トンを解消するというので、1年に800トンずつの解消ということでございます。1トン当たりの単価は1,098円だったと思いますけれども、1年間に1,000万円、解消することによって受水費の増加を見ているところでございます。10年間でございますので、平成27年までですか。27年までの10年間で2万3,000トンの基本水量分を毎年支払わなければならないというような現状となっております。

議 長 (大須賀 啓君)

11番鶉橋浩之君。

11 番 (鶉橋浩之君)

27年までという、今から7年続くということですよ。そうしますと、27年ころになれば大和町も大きく変わって、特にきょう傍聴にみえておられる吉岡南第二なんかはかなりふさがると思って、配水量もふえるんだとは思いますが。どうなんでしょうか、この8,000トンが27年で完全に留保がなくなる段階でのいわゆる受水、配水の見込みなり、それから水道事業会計に及ぼす影響等々をどういうふうに見ていらっしゃるか。お聞かせをいただきたいと思えます。

議 長 (大須賀 啓君)

上下水道課長、渋谷久一君。

上下水道課長 (渋谷久一君)

平成27年までの見通し等につきまして、数字的に推計で積み上げることは可能ですけれども、現状がどの程度ついていくかということがあると思えます。ただ、現時点で今現在の状況を踏まえた状況の中で水量あるいは収入を積み上げるということは可能でありますけれども、ここ5カ年の間ですとやはり平成22年以降大崎広域水道の料金改定もございまして、基本的には料金そのものは上がっていかないと大体見通しをいただいておりますけれども、それほど下がらないということでございます。

そうしますと、大体1人当たり1日200リットル、今大体192リットルくらいなんですけれども、人口ベースで計算しても人口だけの増加ではそれほど伸びないと見ております。ただ工場関係ですか、こちらの方に何千人と1日お出でいただきますので、その分で100リットルとか120リットルというようなことで計算はすることができると思いますが、最終的には今現在1日大体ようやく中峰の配水タンク7,000、8,000トン近くですけれども、あれはぎりぎりやっとならぬと1日で飲み干すというような状況でございます。やっとならぬとここまで伸びてきたということなんですけれども、前は2日くらいかかってたんですけれども、これからあと今後の伸び具合、やっぱり1日1万トンですか、そういうペース程度くらいの見通しになるかと思えます。

今後5年間で見通し、大体財政等で料金も今現在大体6億円ぎりぎり、6億円弱と

いうところでございますので、今の現在の料金体系で試算すればそう1億円とは伸びない、5年間でも。五、六千万円程度の伸びということでございますので、22年度以降現段階の収支見通しでは、基本的に収益的収支では赤字というような状況で今のところは見通しを立てているところでございます。この赤字につきましては、累積しますといろいろ今後の対応でございますので、そういう部分につきまして今後経営の総合的な対策を検討していかなければならないと考えております。

議長 (大須賀 啓君)

ほかにございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第96号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15「議案第97号 辺地総合整備計画の変更について」

議長 (大須賀 啓君) 日程第15、議案第97号 辺地総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第97号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16「議案第98号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議長（大須賀 啓君）

日程第16、議案第98号 指定管理者の指定について（大和町ダイナヒルズ公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。10番浅野正之君。

10番（浅野正之君）

指定管理者の指定について伺いますが、第1期3年が経過して第2期に入ったと、そしてこの3年間で管理者に指定するんだということでございますが、この選定理由の中にいわゆる公募によらない選定だということでございますが、そもそも指定管理者制度の創設した時点ではそのような趣旨ではなかったのではないかというふうに思います。いわゆる、これは平成15年の法改正の施行通知の内容があるわけですが、複数の申請者に事業計画書の提出を求めるというふうな条項もあり、それから選定する際の基準、手続きについては必要な情報開示を行うことにするというふうなこともうたっておりますが、どうして公募によらないで選定しておるのか。この辺を伺いしますと同時に、それから指定管理料見込額、この場合は161万円ですか、これは98号から102号まで同じ内容なんです、その辺の解釈をどのように我々が理解すればいいのかちょっと伺いをしておきたいと思います。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長、遠藤幸則君。

産業振興課長 （遠藤幸則君）

浅野議員さんからの質問でございます。

ダイナヒルズ西部公園及びダイナヒルズ展望公園の指定管理につきまして、公募によらない方法というような形でのご質問が先にごございました。まず、ダイナヒルズ西部及び展望公園の関係でございますが、説明資料の中で申し上げましたとおり清掃業務関係を含め巡回清掃を週に一、二回、あそこ等の清掃なんかも月二、三回やっただきますし、そのほか樹木、高木・低木関係の剪定作業、また除草業務、芝刈りも年3回というような形で行っていただいております。またあと施設があるわけでございますが、沿道とかあずまや等の点検、これらについてもこの指定管理者にお願いをしていることでございます。こういった形を含めて、大和町の地域振興公社は町内町有施設の管理を数多く委託をし、良好な管理を行っていただいていることから、この施設管理で得た経験と知識、また安全な維持管理、良好な緑化環境の維持、これらを踏まえて今回公募によらないというような形を考えているわけでございます。

また、第1期目というふうな形で指定管理をお願いしているわけでございますが、毎年指定管理者候補者選定委員会でその年度の指定管理の評価を実施をしておりますし、その承認を受けていることから、手続条例の第4条に規定をしております「利用者の平等な利用の確保、サービスの向上、施設の効用の最大限の発揮や維持管理、また公の施設の管理を安定して行う人員、資産、その他経営の規模、能力を有していること」などから照らし合わせた中で、同条第5条により「地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが可能である」というふうなことから、指定管理者候補者選定委員会に公募によらないで選定することの審議を経まして、今回議会にご提案をさせていただいたものでございます。

それから2点目の、指定管理を西部公園、展望公園の年間の見込額を161万円としておりますが、この内容につきましては維持管理に要する経費等の部分を第1期分の3カ年の部分を照らし合わせの中で算定をしております。18年から20年度につきましては164万7,000円でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

これは98号の場合に限っていわゆる限定した場合だけではないんですが、もちろん今からの議案でありますから、102号まではいわゆる指定管理者の指定についてですから全部これは共通するというふうな認識で解釈してもらわないとひどいんですから。ですから今の手続条例とかそれから公募によらない第5条の第1項の規定というふうなことで説明資料には書いてあるんですが、では平成15年の法改正での施行通知の内容をどのように理解するのか。

それから、平成19年の1月31日に自治行政局長通知で「複数の申請者に事業計画書を提出させること」、きちんと明記してある。「選定する際の基準、手続等については、適宜必要な情報開示を行うことに努める」と明文化してある。この考えは、どこまで尊重した結果このような公募しないと、手続条例によってだけ優先したのではないかと、理解できない。上部の通知がきちっとあるのに、こっちは「いやいや、これは条例でしたんだ」というふうなことが、果してこれ透明性のある手続でしょうかね。

それで、今選定委員会と言いましたが、選定委員会のメンバーはどのようなメンバーですか。庁舎内の人間だけで選定委員会をつくっておるのか、あるいは外部からも求めて構成をやっておるのか。透明度が要求されるということは、当然同じ庁舎内からのもし選定委員会であれば、これは問題だ。行政の透明ということが今非常に騒がれているこの環境ですよ、もしそれから指定管理料161万円だから、今年は見込額で。これ例えば、指定管理者に利益があった場合どのように対応しますか。ご答弁願います。

議長 (大須賀 啓君)

産業振興課長、遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

まず事業の実績、公表部分でございますけれども、指定管理者を受託をしております振興公社の方からは事業実績を出していただいております、それに基づいて先ほど申し上げましたとおり選考委員会の方での評価、承認関係を受けておる状況でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長、千坂正志君。

総務まちづくり課長 （千坂正志君）

指定管理者制度導入に関しての部分でございます。基本的な考えは議員さんも先ほどおっしゃったとおり、これは地方自治法の一部改正がありまして、その際公の施設の管理につきまして従来地方公共団体の出資法人等に限定した管理を、制度として出資法人以外の民間事業者のその他の団体の方にも指定できるという法律改正に基づいてスタートをしてございました。それで、この指定管理者制度の導入につきまして、それぞれの住民サービスの向上とか民間活力の活用とか公の施設の管理とか、いろいろな分野の部分があるということで、制度の導入時期等々については大和町といたしましては、指定管理者制度導入に当たっての基本的な考え方ということをして18年の4月に定めまして、それで移行を徐々にしていくということでしたが、今回町が直接管理している施設を随時直営の合理性の検証を行いながら、制度導入について実施をしていくという形で現在に至っております。

今回の指定管理者の指定の部分につきましては、公の施設に係る指定管理者候補者選定委員会、これは議員ご指摘のとおり町の職員からの構成でございまして、委員長が副町長、今現在は堀籠教育長が副委員長が委員長代理ということで、それから内部で総務、財政、都市建設、教育総務というようなメンバーの中に、それぞれの所管の課の課長も構成員として選定委員会を構成してございます。

今回の部分につきましては、平成19年度までについては本年の6月にモニタリングを実施いたしました。それぞれの指定管理者の方から、所管の課の方に事業の報告書、実績報告書を提出いただきまして、それで先ほど言ったメンバーの中で評価を行った中で、適正ということの反映の中で今回現課の方から選定の理由といたしまして、公募によらない指定を選定委員会の方をお願いしたいということでの協議でございました。最終的にはモニタリングの実施、そして今回の評価の中で一体的な施設の整備ができる分野とか、それからいろいろな項目がございます。そんな中、一つ一つの項目の部分モニタリングをいたしまして、最終的に今回提案申し上げている事案になったわけでございます。候補者の特に重視した部分については、今回それぞれの施設の管理の平等性、有効性、そして町の財政的な部分の経費的な節減の経済性、そして施設管理の住民に寄与する部分の安定性、それぞれの項目をそれぞれの委員がチ

エックを行いまして、今回のご提案になったところをごさいまして、選定委員会の方では適正という形で答申をしたところをごさいます。以上をごさいます。

議 長 (大須賀 啓君)

10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

選定理由について、いわゆる今総務課長が言ったモニタリング、それは面会するのは当然なんですよ、そんなことは。ただ、この選定理由の中でいわゆる公募によらないと、手続条例第4条とそれから第5条を適用しているんだというふうな解釈ですがね、私が危惧するのはこれはあるいはもう何年も変わらないのではないかと。やれる業者はほかに私は存在していると思う。やはり複数の事業者、申請者を募るのが、まずは大原則ではないかと私は思いますよ。

今、ちょっと指定管理料のいわゆる料金についてご答弁がなかったんですが、これは指定管理者に利益が出た場合、利益配分はどのように考えますか。あるいは、今このような経済状況でありますから、地方自治体の都合で委託料が極めて削減された場合どのように対応するのか、あわせてお伺いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長、千坂正志君。

総務まちづくり課長 (千坂正志君)

ただいまの指定管理料関係をごさいます。基本的に、使用料収入はその指定管理者の方に入る。それからあともう一つは、それ以外の部分につきましての積算という形でごさいまして、使用料について差し引きをした部分をごさいますので、利益という部分はほとんど出てこない部分の中の積算でやっております。ということは、特にここに出ております指定管理者の大和町地域振興公社の目的部分の中に、「公共公益施設の管理運営業務」という営利を目的としない部分を定款の中でうたっている部分もごさいますので、そんな中で今回のやつの選定をした部分もごさいます。

あと、指定管理料の積算については、それぞれ今後一体的に管理する施設と、それから例えば除草作業とかそういう単品的な部分というような仕分けをしながら、今議

員さんご指摘のような部分で全部が「じゃあ、だから」ということで毎回毎回3年ごとにそこに行くんだよという部分の位置付けでない部分はこれからやっぱりやれる部分は民間というか、そういう形にはしていきたいなと思います。

あともう一つ、内部の委員でございます。これについては検討させていただきたいと思います。外部の方々の意見というのも、これはやっぱり指定管理者制度をこれから運営していく部分では導入していく部分というのは、やっぱり検討していかなくやない部分でございます。2期目に入りまして、そのような課題も整理しながら指定管理制度導入をしていきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。ないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第98号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17「議案第99号 指定管理者の指定について

(大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

議長 長 (大須賀 啓君)

日程第17、議案第99号 指定管理者の指定について(大和町緑地等利用施設の設置及び管理に関する条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第99号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18「議案第100号 指定管理者の指定について

（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第18、議案第100号 指定管理者の指定について（大和町七ツ森陶芸体験館の設置及び管理に関する条例に基づく施設）を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

この議案も、やっぱり公募によらない選定であります。やっぱり指定管理者を公募によらないで指定する場合には、何らかの計画書を提出させなければ私はならないと思います。例えば、前年度においてこういう計画を、そして例えばすばらしい実績をあげた、今回はさらにそれを上回るような計画書があつて、私はいいと思います。そのような計画書について提出を今回させたのか、伺います。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長、遠藤幸則君。

産業振興課長 （遠藤幸則君）

桜井議員のご質問でございます。計画書の部分については、まだ提出は求めておりません。

議 長 (大須賀 啓君)

16番桜井辰太郎君。

16 番 (桜井辰太郎君)

もう既に諮るということは、指定管理検討委員会の中ではもう決定したということでありませぬけれども、やっぱり審査する段階においてはそういう提出書というのは、仕様書はまず提出させるというのが私は指定管理者を決める場合には大切な要件じゃないかというふうに、私なりに感じるわけでありませぬけれども。そういうところから前者が質問した第三者を検討委員に加えるということは、私は3年前に当時の総務課長と議論をいたしました、要らないというふうな話でしたが。やっぱり、ここへ来て透明性をどうしても求めなきゃならないし、透明性を行政みずから出していくことが大切なことあります。ですから、第三者はもちろんこれから入れるべきでもあるし、それから仕様書についてはやっぱり提出させるという、その中から検討していくべきだと私は思いますけれども、いかがですか。

議 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長、遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

計画書の部分でもございませぬし、今の関連の質問でもございませぬが、今回先ほど申し上げたとおり、選定委員会の論に経て、今議会の方に流しているような状況でございませぬので、その後協定の締結というような形になるかと思うんでは、その前段階という状況でございませぬが指定管理者、ここの議案 100号につきましては七ツ森陶芸体験館の管理会でございませぬが、毎年度実績報告はいただいております中でその中で分析を行っているような状況でございませぬ。さらに、それに基づいた形で新年度部分から、当然協議の中で計画書を出させるというような形で考えております。以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わりにします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 100号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 19 「議案第 101号 指定管理者の指定について

(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第19、議案第 101号 指定管理者の指定について(大和町四十八滝運動公園の設置及び管理に関する条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 101号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20「議案第102号 指定管理者の指定について

(大和町都市公園条例に基づく施設)」

議長 (大須賀 啓君)

日程第20、議案第102号 指定管理者の指定について(大和町都市公園条例に基づく施設)を議題とします。

本案については、提出者の説明が終了していますので、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。15番中山和広君。

15番 (中山和広君)

お伺いをいたします。

この案件については、都市計画公園条例に基づいた施設ということで、その施設を委託をするということですが、これまで大和町地域振興公社に14施設委託をしておりました。さらに新たに11施設を加えて委託をしたいということですが、その中でお伺いしたいことは、この景気の悪化している状況が急速に進んでいる中で、特に大規模なリストラも行われている。その方々、特にその対象となる方々は非正規労働者、職員、社員といえますかその方々でありまして、既にこの12月で雇いどめ、削減の対象になっている方もたくさんおいでだということですが、そういう中で、こういう公園の管理仕事、業務、これはそういう方々にも分け与えて、そして幾ばくかの収入を得るような、そういう対策も講ずる必要があるのではないかというふうに思っています。今回は、引き続き大和町地域振興公社を指定管理者と指定して業務委託するということですが、そういう中でこれは委託側として振興公社にそういう方々の臨時的な雇用もお願いするようなことはできないのかどうか、やるのかどうか、それについてお伺いをしたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)

都市建設課長、高橋 久君。

都市建設課長 (高橋 久君)

中山議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

公社への委託業務の中で、臨時的な部分で雇うことは、最近の雇用情勢を反映してのものではないかということでございます。やり方につきましては、仕事の内容につきまして事前に仕様書によって見ていただいております。また、公社の方の体制として常時雇用で対応しているというような状況にない部分もございません。臨時的に雇って作業を進める部分もでございます。そういう意味におきまして、臨時雇用も公社の方でやっている状況でございます。

そういうような中で、そういう対応ができるかにつきましては十分協議をしていけるのではないかとこのように思っておりますので、今後公社にそういった部分で優先的にとかそういったことができるのかどうか、協議してまいりたいというふうに思っております。

議 長 (大須賀 啓君)

15番中山和広君。

15 番 (中山和広君)

私の申し上げたのは、そういうことで臨時的に、こういう経済情勢なものですから、しかも突然降ってわいたような解雇、リストラに遭っている方がいっぱいいるわけですから、そういう方々を臨時的にこういう仕事に従事させることによって、幾ばくかの収入を得られるようなものをつくってあげるというのも、一つの方法じゃないのかと。

特に公社の場合は繰越剰余金が、これは19年度末ですが 2,447万 2,000円ございました。この中には、当期剰余金として 981万 3,871円があったわけでありまして、それから1年間で 900万円の剰余金を得ているということでありまして、平成20年度に繰り越す次期繰越剰余金も 2,000万円を超えるような状況にあると。一時的なこういう状況を打開するための対策として、この剰余金がこんなになくても、ある程度そういう積み立てをしている次期繰越剰余金を取り崩しても、この仕事を与えることによって町民に救いが出れば、私はそれでいいんじゃないかというふうに思うわけで、そのことを検討すべきでないかということなんです。どうなんですか。

議 長 (大須賀 啓君)

都市建設課長、高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

現在そのような方がどれくらいいらっしゃるのか、雇用打ち切りになった方とかそういう方がいらっしゃるのかよく把握していないところでございますが、そういった状況にあります方について臨時的に雇用できるのか、どういった作業ができるのか、主に除草作業とか公園の清掃作業とかございます。これまで臨時的に雇われてきた方の作業分にそこに入り込む可能性もございます。そういった調整なんかもあろうかと思えます。そういったことで、公社とその業務がどこまでできるのか、いつからできるのかみたいな話を今後詰めてみたいというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

町長、公社の社長していますから、この件について一言。

町 長 （浅野 元君）

公社の話が出ました。公社の中で臨時的なそういった雇用ができないかということでございます。今の状態をお話し申し上げますと、公社は正社員と臨時の方々に運営をしております。11月から3月までは臨時の方々にはお休みをいただいている。毎年のお話で景気が悪いからとかではなくて、そして11月から3月までにつきましては職員で対応しておるところでございます。今現在そういったところでございますので、事務的に職員で対応できる状況でございます。

こういった景気の大きな変化の中で職を失っている方ということでございますが、大和町の場合先日調べましたところ、10月と11月のハローワークの調べでございますが、これは求職の人数は変わっておりません。要するに、職を求める方がふえている状況にはございません。ですから、新たに職を失ったという方がそう多くはないといえますか、全然ないんじゃないと思えますが、そういう状況でございます。ただ求人の方、働いてほしいという職の方が減ってきております。それを考えますと、景気が悪くなってきている、職場が少なくなっているという状況にあるのかなというふうに、これは推察でございます。そういった状況で、一部トヨタさんとかでもお話があるようでございますけれども、あれも確認をいたしましたところ、今回の景気の悪さの中でのああいっただの人員の動きではなくて、例年の人員の動きの中の30名ですか、というふうに伺っておりますので、特別今回の景気の悪さの中でそういった状況ではないというふうに、この間トヨタさんの方にお話を伺っております。

そういった状況でございます、だからいいというものではございませんが、今そういう状況にあります。公社で「それでは、今すぐそういった方々に対する仕事を」ということになりますと、どういった仕事を逆にしてもらえるのか、そういった仕事があるのかということから考えていかなければいけないのではないかというふうに考えているところでございます。

今、現状そういうところでございますので、そういったものが必要になってくれば、どうなったときに必要になったというふうに判断するのかということがあるのかもしれませんが、現状は今そういうところでまだ大きな影響はない状況ではないかというふうには思っておるところでございます。今後この状況、いろいろ大きな動きが短期間にあるようでございますので、そういった場合の推移を見ながら、町としてといますか公社として対応は考えていかなければいけないというふうには考えておりますが、現状そういう状況でございますのでご報告をさせていただきたいと思いません。

議長 長 (大須賀 啓君)

15番中山和広君。

15番 (中山和広君)

現実的にはどうなのかわかりませんが、きのうの新聞に古川公共安定所に職を探すその車の渋滞が、これも大きな話題になっている。私も、この大和町ではそういう方々がどれくらいいるかというのが想定できない状況ですから、相談窓口を解説するくらいはして、そういう方々がどのくらいいるのか、そしてどういう仕事が行っていたのか、そういうことを調べる相談窓口の開設というのが私は必要でないのかなというふうに思いますが、このことについてはどういうふうに思っていますか。

議長 長 (大須賀 啓君)

産業振興課長、遠藤幸則君。

産業振興課長 (遠藤幸則君)

中山議員さんの方の相談窓口というふうな状況ですが、所管というような部分で状況をお話し申し上げさせていただきますが、先ほど町長も申し上げましたとおり、ハ

ローワークの状況は10月、11月、職を求めている人の数がハローワークからいただいた数字だと 113名ほどでございます。ですからこの2か月、10、11月は変わっていないような状況ですが、求人の方は約 100件ほどがこの11月で六十何件くらいに減っているという、三十何件くらい減っているような状況になっています。

古川の安定所の話が出たんですが、大和町のハローワークの場合、まほろばの駐車場を利用している方も大分いるというような話を聞いておりますので、ああいった渋滞は起こらないのかなというような感じがしております。また、町長のお話した中でもあったんですが、大和町のハローワークは塩釜とかあちらからも来る方がいるというようなこと、向こうも駐車場が狭いというような現実もあるようなものですから、そういった面で大和町の部分でどのくらいというのはちょっと把握できないような状況かと思えます。

また、相談窓口というふうな状況でございますが、やはりまず町としましては、ハローワークさんとか職業安定所さん関係も含めて情報をまずきちっと取っていくのが大事かなというふうな感じがしておりますし、あと企業さんの方にも情報なんかもいただく中で、どういった対応ができるのか、そういった前準備の段階かなというふうに思っております。以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

ほかに質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第 102号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休憩は10分間とします。

午後3時05分 休 憩
午後3時15分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21「同意第5号 教育委員会委員の任命について」

議 長 (大須賀 啓君)

日程第21、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

教育長、堀籠美子さんの退場を求めます。

〔教育長 堀籠美子君 退場〕

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。町長、浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、同意の第5号でございます。

教育委員会委員の任命につきまして、下記の者を教育委員会の委員に任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定によりまして議会の同意を求めらるるものでございます。

「記」といたしまして、

住 所 大和町〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番地

氏 名 堀 籠 美 子

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日でございます。

議案説明資料をごらんいただきたいと思いますが、堀籠さんにつきましてはご承知のとおりでございますが、福島大を卒業した後に大和町立吉田中学校を皮切りに23年間教員として教壇に立たれ、その後は松島町立松島第四小学校教頭、石巻教育事務所指導主事を経まして、富谷町立東向陽台中学校校長、同じく富谷第二中学校校長及び多賀城市立高崎中学校校長を歴任され、常に教育現場の第一線で活躍されておられたところでございます。

平成13年1月から8年間大和町教育委員会教育長として勤めていただいておりますが、今月末日をもちまして任期満了を迎えますことから、再度教育委員としてこれまでの豊富な知識と経験により本町教育行政に大きく貢献していただけるものと期待をして、議会の皆様方に同意を求めますのでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これから同意第5号を採決いたします。

この採決は、会議規則第82条の規定により無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は私を除いて16名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に11番鶴橋浩之君及び12番上田早夫君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配付〕

念のために申し上げます。

本件に賛成の方は賛成と記載し、反対の方は反対と記載願います。白票は反対とするものとします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

配付漏れなしと認めます。

立会人に投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

異状ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。11番鶴橋浩之君及び12番上田早夫君、開票の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

投票の結果を報告します。

投票総数 16票

有効投票 16票

有効投票のうち 賛成 16票

反対、もちろんゼロです。

以上のとおり賛成が多数です。したがって、本件は原案について同意することに決定されました。

議場の出入口を開きます。

〔議場解鎖〕

堀籠美子さんの入場を求めます。

〔堀籠美子君 入場〕

日程第22「請願第1号 公共公益施設用地の早期取得に関する請願書」

議長（大須賀 啓君）

日程第22、請願第1号 公共公益施設用地の早期取得に関する請願書を議題とします。

朗読を省略して、紹介議員の説明を求めます。15番中山和広君。

15番（中山和広君）

紹介議員を代表いたしまして、請願の内容についてご説明を申し上げます。

請願第1号につきましては、記載されておりますように大和町吉岡南第二土地区画

整理組合、代表本田昭吾理事長、以下役員の皆様連名での請願でございます。

請願の内容については、ただいま議長の方からもお話がありました、公共公益施設用地の早期取得に関する請願でございます。

紹介議員につきましては、中山和広、馬場久雄、中川久男、松川利充、それぞれ各議員でございます。

請願の内容につきましてご説明を申し上げます。

請願の趣旨につきましては、吉岡南第二土地区画整理組合で公共公益用地として造成をいたしました面積 3,400平方メートルと2万7,272.53平方メートルのうち、特に2万7,272.53平方メートルの分につきましては町の庁舎建設ということで2万平方メートルを購入をいただいております。その残り7,272.53平方メートルの2区画地を早期に町において取得願いたいという内容でございます。

請願の理由につきましては、記載されておりますが、町の中心市街地の整備・拡大を目指して平成13年から平成21年3月までを事業期間とし、事業を進めてきたところであります。17年から組合の財源であります保留地処分に取り組んできたところでありますが、昨今の景気低迷によりまして予定に達しない状況にあり、事業の支払延期も金融機関からの融資を受けながら組合運営を行っているところでありまして、経営は極めて厳しい状況でございます。本年度は、組合の最終事業年ではありますが、施工業者への工事費の残額、金融機関からの借入金の全額償還となりますので、公共公益用地の2区画を早期に買い上げをいただいて、その財源としたいというところでございます。

町長に対しましても、ここ数回要請書を提出をしているところでございます。議員各位におきましては実情をご賢察をいただきまして、本定例会におきましてご採択を賜りますようお願いを申し上げまして、紹介議員としての説明とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

議長 (大須賀 啓君)

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、議会運営委員会を通して産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることにしたい、こう思いますが、これにご異議ありませんか。

2番松川利充君。

2 番 (松川利充君)

私も紹介議員でございますので、ぜひ今会でご採択をお願いしたいと思います。

議長 (大須賀 啓君)

ただいま松川さんから今会だという動議に対して、賛成の方。

「賛成」と呼ぶ声あり

暫時休憩させていただきます。

議会運営委員会の皆さんは、大変恐縮ですが議長室まで。

午後3時34分 休 憩

午後4時35分 再 開

議長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

この動議は2人以上の賛成者がありますので、成立しました。

委員会付託を省略して採決することについての動議を議題として、採決をします。

この採決は起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。

よって、この動議は否決されました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。よって、請願第1号は、産業建設常任委員会に付託の上審査し、さらに閉会中の継続審査もできることに決定しました。

日程第23 「所管事務調査申し出について」

議長 (大須賀 啓君)

日程第23、所管事務調査申し出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定によりお手元に配付しました申し出のとおり閉会中の調査の申し出があります。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成20年第8回大和町議会定例会を閉会します。

大変ご苦労さまでした。

午後4時38分 閉 会